

平成27年4月24日

茨城県立図書館長 菊池 章 殿

茨城県図書館協議会委員長 手塚 克彦

### 茨城県立図書館のあり方について（建議）

図書館は「知の拠点」として、県民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす必要があり、さらには、県民の多様化するニーズに応じて、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど、幅広い観点から社会貢献することが期待されている。

国においては、図書館法の改正及び社会の変化や新たな課題への対応の必要性などを受けて、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を大幅に改正し、図書館サービスの拡充、運営環境の変化への対応、市町村立図書館への支援・助言等を求めている。

そこで、当協議会では、「茨城県立図書館のあり方について」をテーマとして、県立図書館の目指すべき方向や姿勢、取り組むべき新たなサービス、今後も継続・充実すべきサービス等について協議してきた。

ここに協議結果をまとめ、以下のとおり建議する。県立図書館においては、建議内容の実現に積極的に取り組み、県立図書館としての役割を一層発揮することを期待するものである。

## 1 県立図書館の現状・課題

人口減少や急速な高齢化の進展，社会経済のグローバル化，市町村合併の推進など，図書館を取り巻く環境は大きく変化している。更に，携帯端末におけるインターネットの普及や図書情報のデジタル化など多くの情報が流通する中，必要とする情報を的確かつ迅速に提供することが図書館に求められている。

県立図書館は，平成13年3月に現在の館に移転してから，既に13年が経過した。その間，市町村立図書館が新たに10館開館し，現在は37市町村に56館が設置され，未設置市町村は7市町村となっている。図書館が設置されていない市町村においては公民館図書室等が設置されていることから，基本的な図書閲覧・貸出サービスであれば県内全域で受けられる状況になっている。

しかしながら，現在の市町村立図書館や公民館図書室等において，利用者が必要としているすべての資料や情報を整備し，提供することは財政的にも限界がある。そのため，各館で資料の充実を図りつつも，各々の図書館機能を相互に補完できる横断的な資料検索や相互貸借等のネットワーク事業の推進・拡大はますます重要となっている。特に，県立図書館は県全体を対象としたサービスを展開する必要があることから，県立図書館と市町村立図書館との役割・機能の違いに留意しつつ，市町村立図書館とのネットワークをはじめ，大学図書館，他県の図書館，国立国会図書館等とのネットワーク機能の充実・強化が求められている。

また，県立図書館の基本的な役割は，市町村立図書館を支えることによって図書館サービスを県民全体に浸透させることであり，県立図書館にはより豊かで質の高いサービスを提供することが期待されている。行政・医療・法律等の様々な専門的情報の提供や，県民一人一人が必要とする情報・知識を的確に迅速に提供する司書の役割はますます重要となっていることから，高い専門性を身に付けた司書と十分な資料費の確保は，これからの図書館運営に最も必要なことである。

一方，インターネット等メディアの発達による活字離れ，県民の茨城への愛着度や誇り，更には県の魅力度の低さなどが懸念される中，読書活動の推進及び郷

土愛の醸成を図るために、県立図書館としてどのような図書館サービスを目指していくのか明確にしていくことが求められている。

## 2 目指す図書館像

県立図書館としての使命は、県民一人一人が郷土に誇りを持ち、自立して地域の担い手となれるよう必要な知識や情報を提供することで、県民に役立ち地域に貢献することであると考えます。その使命を達成するため、目指すべき図書館像として次の2項目を掲げ、県立図書館はその実現に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

- 県立図書館の目指す図書館像
  - ◆ 県民の郷土を愛する心を育む図書館
  - ◆ 人の成長・学びを支える図書館

## 3 目指す図書館像の実現に向けて

県立図書館が目指す図書館像の実現に向けて取り組むべき方向や姿勢、新たなサービス等については次のとおりである。

### (1) 地域の文化を大切にするために

ア 茨城の過去・現在を知ることで茨城の未来を考えられるよう、歴史のみならず現在の茨城について知ることができる資料を中長期的な視野に立って収集する。その際、図書に限らず、雑誌・視聴覚資料など様々な媒体で発信される茨城県に関する情報を収集し、茨城コレクションの充実に努める必要がある。

イ 地域行政資料（情報）は、紙媒体から電子媒体へ移行しつつあるが、インターネット上のみで公開されている資料は、一定期間後には閲覧することができなくなるケースが多々ある。そのようなことから、茨城県関係の機関が公開している電子資料を横断的に収集・保存し、県立図書館のホームページで公開・提供していく必要がある。

ウ 子ども向けの郷土資料については、大人向けの郷土資料に比べて発行点数も少なく調べ学習に応えられる資料が少ないことから、地域の副読本・郷土かるた・パンフレット等についても積極的に収集していく必要がある。

エ 県立図書館が所蔵する郷土資料を活用した展示や郷土資料の紹介等を行うことで、茨城についての理解を深めると同時に、郷土愛を育む機会を創出することが必要である。

## (2) 子どもの読書活動を推進するために

ア 本県が策定している「いばらき子ども読書活動推進計画（第三次推進計画）」に基づき、子どもの読書活動に関する理解と関心をより一層深め、子どもたちが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることができるよう、子どもの読書活動の推進に県立図書館として積極的に取り組む必要がある。

イ 学校等において継続的に読書活動を行っている読書団体や読書ボランティアグループ等の資質向上及び活動の活発化を図るため、茨城県読書をすすめる協議会や茨城県読書推進運動協議会と連携・協力して、子どもの読書活動を推進できる人材の育成に努める必要がある。

ウ 子どもたちにとって学校図書館は読書活動・学習活動の重要な拠点である。学校図書館を魅力的なものとし、子どもたちの読書環境を向上させるため、団体貸出用図書の充実とその積極的な活用に努める必要がある。また、教職員を対象とした図書館利活用術講座の開催や司書教諭・学校司書を対象とした研修への協力など、学校図書館の利活用促進を支援することが必要である。

## (3) 県民の課題解決を支援するために

ア 利用者のニーズが複雑化・多様化・高度化していることから、県立図書館のレファレンス機能をより一層強化するため、新聞・雑誌記事や法律判例に関するオンラインデータベースなど、速報性や検索機能に優れた電子資料の導入や充実に努める必要がある。

イ 利用者が求めている資料や情報をそのまま提供するだけでなく、利用者が有効活用できるよう付加価値を高めることが重要である。利用者が求める情報に容易にたどりつけるよう分野別情報源としてパスファインダーや関連サイトのリンク集を整備し、利用者のセルフケアを支援していくことが必要である。

ウ 茨城県は全国でも指折りの農業大県であり、平成23年に茨城農業改革大綱を策定して農業の6次産業化を推進しているところである。そのようなことから、地場産業支援として農業従事者や就農希望者等に情報の提供を行うなど、県の施策と密接に結びついたサービスを行っていくことでビジネス支援サービスの更なる充実を図る必要がある。

エ 行政書士による暮らしの困りごと相談や中小企業診断士による経営・創業相談、図書館職員による図書館利用特得講座等の各事業と連動して、県民の課題解決の糸口となるような様々な情報の提供に努めるとともに、支援事業については社会情勢の変化等に対応して展開していく必要がある。

#### (4) 利用者の視点に立ったサービス提供のために

ア 障害者、高齢者、外国人等で図書館の利用に障害のある方々でも支障なく利用することができるよう、大活字本やデージー図書の収集・提供、対面朗読サービス、ホームページの多言語化など、利用者の状況や求めに応じた環境を整えることが必要である。

イ 図書館には次々と新しい資料が入ってくることから、あらかじめ登録したキーワードに関する情報を利用者に提供するSDI（選択的情報提供）サービスなど、利用者自らが求める資料を探し出すことができるような情報の提供についても検討していく必要がある。

ウ 乳幼児期から本に親しむことは、親と子のコミュニケーションツールとして有効であり将来の読書習慣にも繋がることから、赤ちゃん向けの絵本や子育て中の利用者に参考となる資料を収集し、「子育て支援すくすくコーナー」

の利用促進を図る必要がある。また、コーナー運営には子育て支援に関わる機関・団体等との連携・協力が重要であることから、連絡を密にしてサービス体制を整えておく必要がある。

エ 「こどもとしょしつ」では、子どもやその保護者が興味・関心をもって、つい手に取りたくなるようなテーマ等での展示、ブックリストの作成、豊富な蔵書など、本を読むことが楽しくなるような図書館運営が必要である。

オ ティーンズ世代（中・高校生）は特に読書離れの傾向にあることから、ティーンズ世代への読書推進・図書館利用促進を図ることも重要である。ティーンズ向け推薦図書リストの作成、図書館を利用した調べものパンフレットの作成など、現在のティーンズコーナーを更に充実させる必要がある。

#### (5) 新たなサービスに対応するために

ア 古文書等の貴重資料については閲覧と保存の機能を果たすためにも、更なるデジタル化を推進しホームページで公開するなど、図書館に来館しなくても資料を利用することができるような環境を整える必要がある。

イ 電子書籍サービスは県内全域をサービス対象とする県立図書館の役割と考えるが、まだ図書館として提供できる電子書籍が少ない等の課題もあることから、導入については業界の動向等を見極めていく必要がある。そのようなことから、電子書籍については、県内各機関のデジタルコンテンツや未公開資料の電子書籍化等を含め、サービス全般について十分な調査研究を行うなどの準備を進めておくことが必要である。

#### (6) 市町村立図書館を支援するために

ア 県内の図書館活動を向上させるためには、県内の公共図書館や大学図書館等で構成する茨城県図書館協会と連携し、高度かつ専門的な図書館の知識・技術を習得する研修や最新の図書館学を学ぶ研修等を計画的・継続的に行う必要がある。

イ 茨城県図書館協会と連携して県内公共図書館の最新情報を収集し、図書館

運営に必要な調査研究を進め、その成果を積極的に情報発信していくことで、市町村立図書館のニーズに応じた効果的・効率的な支援に努める必要がある。

ウ 県立図書館の職員が各市町村立図書館に訪問し、運営上の相談や県立図書館への要望等について話し合う機会を設けることは市町村支援として重要であり、県立図書館としての的確な助言や情報提供等を積極的に行う必要がある。

エ 図書館未設置の市町村においては、公民館図書室が図書館の役割を担っていることから、地域住民へのサービス提供や学校図書館への支援等が充分に行えるよう、運営上の相談・助言や情報提供など積極的に支援していく必要がある。

オ 国立国会図書館、国立情報学研究所等が提供する新たなサービスに対しては、県立図書館が率先して導入・運用することによって、そのノウハウを市町村立図書館へ提供することが可能となることから、県立図書館は新サービスの動向に関して常に留意し、迅速に対応できる体制を整えておく必要がある。

#### (7) 図書館資料の計画的な収集・保存のために

ア 県民の自主的な学習活動を支え、地域の実情に応じた情報を提供する機関として、県立図書館は将来を見越した体系的な資料構成に配慮しながら、幅広い分野の資料を計画的に収集、整理、保存、提供していく必要がある。

イ 資料・情報の収集に当たっては、図書・雑誌・視聴覚資料に限らず、速報性・検索機能に優れた外部データベースなど、他機関で提供しているサービスも視野に入れて蔵書を構築し、利用者の求める情報を効率的に提供することができるよう、各資料の特性を生かした収集に努める必要がある。

ウ 市町村立図書館からの相互貸借希望やレファレンスへの協力依頼にも充分対応できるよう、市町村立図書館との役割の違いを考慮しつつ、市町村立図書館では収集が困難な専門的・学術的な資料や調査研究に用いる参考資料を重点的に収集する必要がある。

エ 県立図書館として、県民への資料・情報提供サービスが継続して充分に行えるよう、県財政が厳しい状況下に置かれていても一定の資料費の確保に努め、専門的機能を支える資料の充実に努める必要がある。

**(8) 県立図書館としてのサービス提供のために**

ア 県内の図書館活動を向上させるためには、県立図書館の司書職として市町村立図書館職員等に対してリーダーシップが十分に発揮できるよう、様々な制度等に関する研修機会の確保に努め、高いレベルの専門性を身に付けた人材の育成を図ることが必要である。

イ 図書館運営には業務の継続性が重要であり、質の高いサービスを提供していくには専門職としての豊富な知識と経験の蓄積が重要であることから、司書職員の採用については長期的な展望に立って計画的な配置と養成に努める必要がある。

ウ デジタル・ネットワークの普及・発展に伴い、広く県民が出版物にアクセスできる環境の整備が求められる中、図書館が果たすべき役割は更に重要になっている。県立図書館が県内の電子情報提供の拠点としてその機能を果たしていくためには、高度情報化社会の進展に対応できる人的体制を整え、情報資源の収集・発信等について研究していくことが必要である。

エ 県立図書館の役割・機能として、県内の図書館活動の活性化を図るために様々な行政施策を展開したり、県内の市町村立図書館や関係機関・団体を通じて読書の啓発活動を推進することが求められていることから、今後も県直営の運営を維持していく必要がある。